

○渡島廃棄物処理広域連合の運営に関する条例

(平成18年2月1日条例第2号)

改正 (平成26年2月6日条例第1号)

改正 (令和元年10月21日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、渡島廃棄物処理広域連合の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 職員の分限、懲戒、勤務時間その他運営に関し必要な事項については、次に掲げる北斗市条例の関係規定を準用する。この場合において、当該条例中「市民」とあるのは「住民」と、「市」とあるのは「広域連合」と、「北斗市」とあるのは「渡島廃棄物処理広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

(1) 北斗市行政手続条例（平成18年北斗市条例第10号）

(2) 北斗市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年北斗市条例第23号）

(3) 北斗市職員の定年等に関する条例（平成18年北斗市条例第24号）

(4) 北斗市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年北斗市条例第25号）

(5) 北斗市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年北斗市条例第26号）

(6) 北斗市職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年北斗市条例第27号）

(7) 北斗市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年北斗市条例第28号）

(8) 北斗市職員の育児休業等に関する条例（平成18年北斗市条例第29号）

(9) 北斗市職員の給与に関する条例（平成18年北斗市条例第38号）

(10) 北斗市職員の寒冷地手当に関する条例（平成18年北斗市条例第40号）

(11) 北斗市職員の再任用に関する条例（平成25年北斗市条例第22号）

(12) 北斗市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北斗市条例第7号）

2 前項に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成26年2月6日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月21日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。